

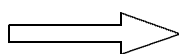
マルケイ資金 利子補給制度

- 小規模事業者経営資金貸付《無担保・無保証人》(日本政策金融公庫) -

原材料価格高騰対応緊急対策として 平成20年11月17日融資実行分から

金利の1.0%を利子補給します(12ヶ月分)

金利(11月1日現在)
(年利) 1.95%



利子補給後
(年利) 0.95%

マルケイ資金貸付要件

- 【貸付限度】 1,500万円
- 【返済期間】 運転資金：7年以内 設備資金：10年以内
- 【返済方法】 割賦返済
- 【貸付対象】 個人または法人で常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の事業所
融資対象業種で、税金を完納している方

利子補給規定概要

【補給対象期間】

平成20年11月から平成22年10月の間に契約・融資実行された借入が対象で、12ヶ月分をもって終了します。

ただし、補給の対象期間に返済の遅延があった場合、または途中で一括返済が行われた場合は補給対象となりません。

【申請請求】

返済が12ヶ月分完了した翌月から1ヶ月以内に「利子補給交付申請書」に規定の添付書類を添付し申請してください。(こちらから申請書類を送付いたします)

お申込・詳細は 当商工会議所中小企業相談所 経営指導員までお問い合わせください

下諏訪商工会議所・下諏訪中小企業相談所

TEL 27-8533 FAX 28-8811